

種まき 通信No.92

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより
事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明9972-1
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2025年7月31日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会6月定例会 小林じゅん子の一般質問◆ 生活保護者数が減り続ける安曇野市 ～生活保護制度の運用に課題はないか～

安曇野市の生活保護率はここ数十年間減少し続けている。生活保護情報グループが調査して作った「生活保護率増減マップ」によると、2012年～2021年の10年間における、本市の生活保護者数の増減率はマイナス40.3%。ちなみに、安曇野市の生活保護者数のピークであった2013年から2025年1月までのデータで計算すると、増減率はさらにマイナスとなっている。

本市の生活保護者数が減少に転じた理由としては、生活困窮者自立支援法による「生活就労支援センター『まいさほ』制度」により、2015年度から「まいさほ安曇野」を設置して、相談支援体制が整備されたこともあるが、はたしてそれだけが要因であろうか？本市において生活保護者が減少してきた背景に、何か課題や問題がありはしないか、生活保護行政のあり方について検証する必要があると考え質問しました。

【小林質問】 被生活保護者（生活保護の受給を認められた人）の減少率が、この10年で40%を超えた自治体は、安曇野市を含む全国9府県の12市区のみである。被保護者の減少を、どう評価しているか。

【福祉部長】 安曇野市に合併し、市の福祉事務所として生活保護業務に当たるとようになって間もない頃、リーマンショックの影響で被保護者が急増。KW（ケースワーカー）がその対応に追われるなか、平成24年度の厚労省監査で「早急な事務改善が必要」と指摘されたため、KWのスキルアップと生活保護業務の質の向上に傾注。適切な生活保護業務のノウハウや相談支援のスキルを身につけたことで、生活保護への支援だけでなく、保護から自立への支援にも繋がった。

【小林質問】 生活保護不正受給事件が

終結した令和2年は、不正受給を見逃した事へのプレッシャーで、それ以降生活保護申請の審査が厳しくなったということはないか。

【福祉部長】 審査が厳しくなったという認識はない。

【小林質問】 リーマンショック後の被保護者の急増に対応しKW1名を増員したが、現在も人員体制は万全ではない。そのため、日々の業務に追われ、経験の蓄積やスキルの習得が追いつかない環境

小林じゅん子は、この秋の任期満了をもって議員を引退します。

これまでたいへんお世話になりました。一市民に戻りましても、市政や議会に関心を持ち続けていきたいです。

いつも市民派！
ずっと無党派！



の中で、助けを必要とする人に支援が届かないということが起きていないか。

【福祉部長】 本市では現在、KW1人が受け持つ件数は60件で、厚労省の基準80件以内であり適切な数である。

【小林質問】 数だけの問題ではなく、専門的な対人支援職としての質の確保はできているか。

【福祉部長】 相談には生活保護のしおりを用いて、丁寧な説明を行っている。

ハラスメント防止条例 議員提案で条例を立案 9月議会で成立の見込み

町会議員だったころ、建設委員会の傍聴をしたいと申し出たら、建設委員会の男性議員に取り囲まれ「なんで傍聴するんだ！」と怒鳴りつけられたことがありました。その時は、ほんとうに震え上がってしまいました。傍聴は議員として当たり前の仕事なので、ひるむことなく委員会の傍聴をしました。これはパワハラ？それとも女性蔑視のモラルハラスメント？そして、いつの間にか、議員がどの委員会でも自由に傍聴するようになりましたが……

市会議員になってからもハラスメントは続きました。定められた方法で議案を提出しているのに、「議員提案は全会一致で可決される見込みがないと出しても無駄だ、止めておけ」と圧力をかけられたり、一般質問ではヤジられるし、セクハラもけっこうありました。懇親会などでチークダンスをしたがる男性議員に、「セクハラは止め

てください！」と言えなかったことは、今でも悔やまれます。

4年前の議会報告会で市民から「安曇野市議会にいじめやハラスメントはあるか？」という質問があり、市議会もやっと重い腰を上げ、ハラスメントの問題に取り組むことになりました。この時期、女性議員が6人／定数22（27%）となっており、影響力が高まっていたことは幸いでした。最終段階では5回に亘って弁護士にアドバイスを受けながら、条例制定に向け会議を重ねてきました。条例名称を「安曇野市議会ハラスメント防止条例（案）」として、議員間と議員から職員に対してのハラスメントについて適用するものとし、全16条からなる条例案とともにハラスメント条例施行規程を作成中です。9月定例会に上程予定で、議決されますと公布の日から施行されます。

せいかつほご 生活保護のしおり

そうだんよう
(相談用)



あづみのしふくしじむしょ
安曇野市福祉事務所

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

市役所1階 14番窓口

でんわ 0263-71-2000 (代表)

0263-71-2252 (直通)

生活保護のしおりは、市ホームページからご覧いただけます。

この数字は？

全国平均
12.2% > 10.1%

子どもの「香害」実態調査 香害の影響 全国平均より高い安曇野

日本臨床環境医学会環境過敏症分科会と室内環境学会環境過敏症分科会に「香害をなくす議員の会（現在151名）」が協力して行った「子どもの『香害』および環境過敏症状に関する実態調査」に、安曇野市の小中学校も参加しました。その調査の中間報告が届きましたので、概要をお知らせします。

◆図1は、①人工的な香りによる体調不良（香害）、②化学物質過敏症状、③電磁過敏症状について「あり」と回答した割合を、学年区分（小学校低学年・小学校高学年・中学生）ごとに集計した結果を示しています。

◆全国の結果をみると、①人工的な香りによる体調不良（香害）と②化学物質過敏症状については、学年区分が上がるにつれて割合が高いこと、③電磁過敏症状については、小学校高学年が高い割合となっています。

◆安曇野市では、①人工的な香りによる体調不良（香害）と②化学物質過敏症状については全学年区分において全国より割合が高く、③電磁過敏症状については小学校低学年の割合だけが、全国より低かったことが確認されました。

◆以上より、回答率が高くないため、割合そのものあまり意味がないのかもしれませんが、安曇野市に限らず全国規模で、人工的な香りや化学物質、電磁発生源によって体調不良を訴える児童・生徒が一定数いることが確認できました。

◆未就学児で2%前後の「香害体調不良経験」が、成長ないし学校生活の継続とともに漸増し、小学校高学年以降は10%台に乗る。「不快」レベルの「香害」を含めれば、すでに多数の児童生徒が香害の被害を受けているといえる。体調不良として、吐き気、頭痛、脱力などが訴えられており、これらのかなりの部分が教室で体験されるので、香害で学習環境が損なわれている実態がうかがえます。

◆今回の実態調査の結果を「香害をなくす議員の会」として文部科学省に提出し、子どもの香害は新たな「シックスクール問題」であるという視点から、学校の空気環境の調査や具体的な香害対策等を求めています。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

市議会から国へ提出を要望する陳情書 賛成13:反対5で採択

夫婦の氏に関する制度は国によって様々ですが、2010年に法務省が行った調査（いささか古いですが）によれば、①夫婦同氏と夫婦別氏の選択を認めている国として、アメリカ合衆国（州により異なる）、イギリス、ドイツ、ロシア ②夫婦別氏を原則とする国として、カナダ（州により異なる）、韓国、中華人民共和国、フランス ③結婚の際に夫の氏は変わらず、妻が結合氏となる国として、イタリアがあります。

もっとも、法務省が把握する限りでは、結婚後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用している国は、日本だけです。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出に反対した議員は5人で、賛成は13人でした。小林じゅん子は賛成の立場で意見を述べました。

家族の一体感が損なわれる、との主張は非論理的です。姓の一致と家族の絆は因果関係がなく、同姓でも不和な家庭がある一方、別姓でも温かい家庭は多く存在します。離婚後に姓が異なる親子が多く存在している現実も、姓の違いが絆を壊す要因でないことを示しています。

選択的であることが制度の本質です。同姓を望む夫婦には従来どおりの選択を残しつつ、別姓を望む夫婦にも法的な選択肢を与える制度です。「強制」ではなく「選択」であり、誰かの自由を奪う制度ではありません。にもかかわらず、日本では同氏を強制しており、これが現代社会と乖離していると言えないでしょうか。

実態調査と世論のゆがめられた利用にも注意が必要です。賛成派・反対派いずれの主張にも偏りのある調査があり、都合よく根拠として利用されることがあります。「子どもたちの約7割が「同じ苗字であることを望む結果が出ている」というのは、産経新聞の調査と思われるが、その調査や分析の手法には問題があります。また、その結果から子どもの権利の問題に言及していますが、子どもの姓の選択については、同姓を選択した場合でも結局は「一方の姓」を選ばざるを得ず、「強制さ

れる」という点では変わりません。むしろ、将来的に子ども自身が結婚する際に選択肢を持てる制度を整える方が、子どもの権利を広げることになります。

選択的夫婦別姓制度は「誰の自由も奪わない」制度です。この制度が導入されても、従来通り同姓を選ぶ人には何らの不利益も生じません。一方、現状において名前を変えなければならぬ困難を抱える人々にとっては、制度導入が人生設計や自己実現に直結する切実な課題なのです。

以下、参考情報です。
 夫婦が同じ氏を名乗るとい慣行が定着したのは、明治時代からだといわれています。明治31年に施行された戦前の民法では、戸主と家族は家の氏を名乗ることとされた結果、夫婦は同じ氏を称するという制度が採用されました。明治時代より前は、そもそも庶民には氏を名乗ることは許されていませんでした。第二次世界大戦後の昭和22年に施行された民法では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とされました。これが、現在の制度です。出典：法務省

ということで、夫婦が同じ氏を名乗るのは日本の伝統的な価値観だと受け止めている人は多いようですが、明治以降の慣行にすぎません。



子どもの『香害』および環境過敏症状に関する実態調査の結果より

図1 体調不良（症状）ありと回答した割合

	香りによる体調不良（香害）				化学物質過敏症状				電磁過敏症状			
	小学低	小学高	中学	全体	小学低	小学高	中学	全体	小学低	小学高	中学	全体
安曇野市	8.3%	14.4%	15.0%	12.2%	15.2%	21.3%	26.4%	20.3%	2.9%	7.4%	4.3%	4.9%
全国	6.8%	11.2%	12.9%	10.1%	14.7%	20.8%	23.6%	19.4%	3.0%	4.2%	3.5%	3.6%